資料２

神奈川県水防計画(案)　変更比較表

頁	変　更　前	頁	変　更　後
2	（12）水位周知海岸 都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の３）。 （14）水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知海岸及び水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、高潮特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。	2	（12）水位周知海岸 都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の３）。 （14）水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川及び水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報、水位周知海岸においては氾濫発生情報（高潮特別警戒水位）のことをいう。
3～4	（17）避難判断水位 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 （18）氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 （19）高潮氾濫危険水位 高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知海岸においては、法第13条の３に規定される高潮特別警戒水位に相当する。 （21）高潮特別警戒水位 法第13条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	3～4	（17）避難判断水位 市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 （18）氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 （削除） ※削除に伴う番号の繰り上げも併せて実施 （20）高潮特別警戒水位 法第13条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
8	（神奈川県の水防組織）	8	（神奈川県の水防組織） ・指令班長の追加 砂防海岸課長

<table>
<tr><th>頁</th><th>変　更　前</th><th>頁</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>27～30</td><td>第９章　水位周知河川における水位到達情報

（種類及び発表基準）
第１　知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報を受け取ったとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達した時は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。
　また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

第10章　水位周知海岸における水位到達情報

（種類及び発表基準）
第１　知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮氾濫危険水位（法第13条の３に規定される高潮特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。
　また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。
　高潮氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。
　高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。
　発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。
<table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>高潮氾濫危険情報</td><td>基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき</td></tr><tr><td>高潮氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>高潮氾濫危険情報解除</td><td>基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれがななくなったとき</td></tr></table>
（高潮特別警戒水位の通知及び周知）
第３　水防本部長が高潮特別警戒水位の通知を行ったときは、水防本部長は、「水防時における通信連絡基本系統図［その１］」（第７章第１）により、関係水防管理者等に通知するとともに、知事室を通じ報道機関に周知する。

　２　高潮特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第３号様式（その１～３）のとおりとする。</td><td>27～30</td><td>第９章　水位周知河川における水位到達情報

（種類及び発表基準）
第１　知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報を受け取ったとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達した時は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。
　また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

第10章　水位周知海岸における水位到達情報

（種類及び発表基準）
第１　知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮特別警戒水位（法第13条の３）に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。
　また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。
　高潮特別警戒水位を下回り、氾濫のおそれがなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫発生情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

　発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。
<table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>高潮氾濫発生情報</td><td>基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に達した場合、また高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合
（ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く）</td></tr><tr><td>高潮氾濫発生情報解除</td><td>基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合</td></tr></table>
（高潮特別警戒水位の通知及び周知）
第３　水防本部長が高潮特別警戒水位の通知を行ったときは、水防本部長は、「水防時における通信連絡基本系統図［その１］」（第７章第１）により、関係水防管理者等に通知するとともに、知事室を通じ報道機関に周知する。

　２　高潮特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第３号様式（その１～２）のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>179</td><td>別表第20(第12章第２関係)　潮位波高観測所一覧表</td><td>179</td><td>別表第20(第12章第２関係)　潮位波高観測所一覧表

・観測所名の追加
・観測所の追加
　油壷、小田原</td></tr>
<tr><td>198-199</td><td>別表第24（第10章第２関係）　水位情報の通知及び周知を行う海岸一覧表</td><td>198-199の２</td><td>別表第24（第10章第２関係）　水位情報の通知及び周知を行う海岸一覧表

・相模灘沿岸の追加</td></tr>
</table>